

佐 呂 間 町 分 別 収 集 計 画

(第 1 1 期 令和 8 ～ 1 2 年度)

目 次

1. 計画策定の意義	・・・	1
2. 基本的方向	・・・	1
3. 計画期間	・・・	1
4. 対象品目	・・・	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	・・・	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	・・・	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	・・・	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	・・・	3
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	・・・	4
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	・・・	4
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	・・・	5
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	・・・	5
別紙 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	・・・	6

1. 計画策定の意義

快適で潤いに満ち、自然溢れる環境のもとで生活することは、町民の総意である。

この生活環境を創造していくためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に象徴される社会経済やライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があり、自然環境を維持するうえで、廃棄物を排出する主体が、各々の立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設や最終処分場の確保は非常に困難となっており、廃棄物処理を取り巻く環境は、極めて厳しい状況にある。

本町のごみ処理については、「遠軽地域ごみ処理広域化基本計画」及び「佐呂間町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、平成 30 年 1 月から遠軽町の「えんがるクリーンセンター」において可燃ごみの焼却処理を行い、また令和 6 年 4 月から「えんがるリサイクルセンター」において不燃ごみ及びリサイクル資源の分別・破碎処理を行っているが、最終処分場の残余容量や資源保護の問題などに対応する必要性から、ごみの減量化・再資源化の推進は、重要な課題となっている。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第 8 条に基づき、一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集することにより、地域における容器包装廃棄物の 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図ること、および町民・事業者・行政が各々の役割を明確にすることで、具体的な推進方策を明らかにすると共に、これを公表することにより、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の遂行により、容器包装廃棄物の 3 R を推進し、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成に寄与するものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会の形成
- ・全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減
- ・町民参加によるリサイクル運動の積極的な推進

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 10 年度に見直しを行う。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t／年）

	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
容器包装廃棄物	194.91	190.68	186.36	181.68	178.72

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、町民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら次の各種事業を推進する。

（1）町民の役割

- ① ごみ問題を意識した購買や物を大切にすることの心掛け、不用品の有効活用などのライフスタイルの見直し
- ② 使い捨て商品の使用の自粛、再生品の利用拡大などのごみ減量化・リサイクルに適した商品の購入
- ③ 簡素な包装の商品の選択、マイバッグの持参など簡易包装に対する協力

（2）事業者の役割

- ① リサイクルしやすい包装資材の使用、商品の包装に対する自主基準の設定などの流通、販売段階での簡易包装の推進
- ② ごみの減量化、リサイクルに適した商品の積極的な普及やPR
- ③ 空きびんや牛乳パックの回収容器設置など販売した商品の自主回収の促進

（3）行政の役割

- ① ごみ減量化やリサイクルについての情報を、ガイドブック、町広報、ホームページ、チラシなどにより町民や事業者等に周知する。
- ② ごみと容器包装廃棄物の区分を徹底し、ごみの減量化とリサイクル推進体制の充実を図る。
- ③ 容器包装廃棄物を排出するごみステーションの作成及び補修に対する支援を行い、清潔で整頓された環境を整備する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のようにし、収集に係る分別の区分を下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空き缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器 (乳白色のびんを除く)	空きビン
主として紙製の容器であって、飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール類
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料又は醤油等を充填するためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって、上記以外のもの	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

別紙のとおり

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度（令和6年度）の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、町の人口推移データにより、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
4,285人 98.08%	4,192人 97.83%	4,097人 97.73%	3,994人 97.49%	3,929人 98.37%

上段：予想人口 下段：対前年度比

（令和6年度 4,508人、令和7年度 4,369人を基準とする）

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

収集した容器包装廃棄物については、町の施設（若佐ストックヤード）で一時保管し、その後定期的にえんがるリサイクルセンターへ搬出する。

分別収集体制を以下の表に示す。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
主としてスチール製の容器		空き缶	委託業者による収集 運搬（本町にて収集後 一時保管）	えんがるリサイクル センター
主としてアルミ製の容器				
主として ガラス製 の容器	無色のガラス製容器	空きビン	〃	えんがるリサイクル センター
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
飲料用紙容器		紙パック	〃	民間業者
段ボール		段ボール類	〃	民間業者
ペットボトル		ペットボトル	〃	えんがるリサイクル センター
ペットボトル、白色トレイ以外の プラスチック容器包装		プラスチック製 容器包装	〃	えんがるリサイクル センター

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

空き缶、空きビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装については、若佐ストックヤードで選別、保管の後、えんがるリサイクルセンターで中間処理を行う。
紙パック、段ボール類は民間業者へ引き渡す。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器	空き缶	袋	平ボディトラック	えんがるリサイクルセンター
主としてアルミ製の容器				
無色のガラス製容器	空きビン	〃	〃	〃
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙容器	紙パック	紐で結ぶ	〃	—
段ボール	段ボール類	〃	〃	—
ペットボトル	ペットボトル	袋	〃	えんがるリサイクルセンター
ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	〃	〃	〃

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

本計画をより実行性のあるものとするため、次の取り組みを推進する。

- ・分別収集を効率的かつ円滑に進めて行くための推進体制の整備強化を図る。
- ・町民や事業者のリサイクル意識の高揚を図るため、広報、ホームページ、SNS、防災行政無線、チラシなど様々な媒体を活用した啓発に努める。
- ・毎年度、分別収集計画にある記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、事後評価を行うこととする。

別紙

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
容器包装法リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見
込み

(法第8条第2項第4号)

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器	5.49 t		5.37 t		5.25 t		5.12 t		5.04 t	
主としてアルミ製の容器	12.83 t		12.55 t		12.27 t		11.96 t		11.77 t	
無色のガラス製容器	(合計) 10.10 t		(合計) 9.88 t		(合計) 9.66 t		(合計) 9.42 t		(合計) 9.27 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	10.10 t	0.00 t	9.88 t	0.00 t	9.66 t	0.00 t	9.42 t	0.00 t	9.27 t	0.00 t
茶色のガラス製容器	(合計) 13.67 t		(合計) 13.37 t		(合計) 13.07 t		(合計) 12.74 t		(合計) 12.53 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	13.67 t	0.00 t	13.37 t	0.00 t	13.07 t	0.00 t	12.74 t	0.00 t	12.53 t	0.00 t
その他のガラス製容器	(合計) 5.94 t		(合計) 5.81 t		(合計) 5.68 t		(合計) 5.54 t		(合計) 5.45 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	5.94 t	0.00 t	5.81 t	0.00 t	5.68 t	0.00 t	5.54 t	0.00 t	5.45 t	0.00 t
主として紙製の容器であって飲料を充填するもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1.32 t		1.29 t		1.26 t		1.23 t		1.21 t	
主として段ボール製の容器	42.81 t		41.88 t		40.93 t		39.90 t		39.25 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又は醤油その他主務大臣が定める商品を充填するためのもの	(合計) 20.53 t		(合計) 20.08 t		(合計) 19.62 t		(合計) 19.13 t		(合計) 18.82 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	20.53 t	0.00 t	20.08 t	0.00 t	19.62 t	0.00 t	19.13 t	0.00 t	18.82 t	0.00 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 27.32 t		(合計) 26.73 t		(合計) 26.12 t		(合計) 25.47 t		(合計) 25.05 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	25.46 t	1.86 t	24.91 t	1.82 t	24.34 t	1.78 t	23.73 t	1.74 t	23.34 t	1.71 t
(うち白色トレイ)	(合計) 0.00 t		(合計) 0.00 t		(合計) 0.00 t		(合計) 0.00 t		(合計) 0.00 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t